

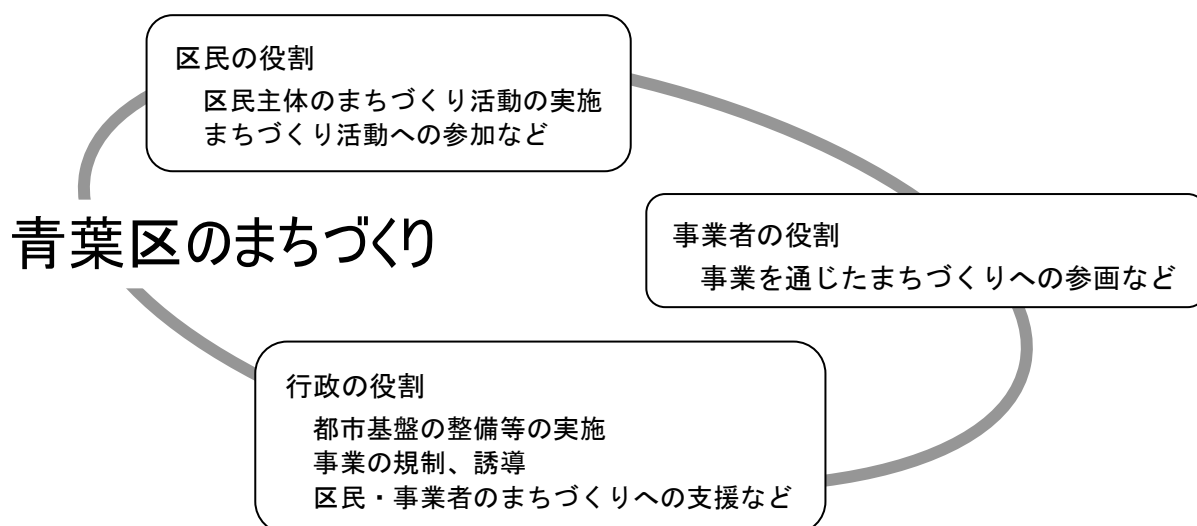
第4章 実現に向けて

1 まちづくりの主体と役割

第1章では、青葉区のまちづくりの理念を「『次世代に引き継ぐまち』づくりを目指す」とし、第2章では青葉区の将来都市像、第3章では具体的なまちづくりの指針を示しました。

指針に基づくまちづくりを進めるにあたっては、まちづくりの主体である区民、事業者及び行政が、パートナーシップの良好な関係を築きながら、それぞれの責務を果たすことが重要です。

ここでは、それぞれのまちづくりにおける役割とその関係を示します。



(1) 区民の役割

① 区民による身近なまちづくり

青葉区の市街化区域の大部分は、土地区画整理事業などの手法により計画的に開発された市街地となっており、住宅地の良好な環境は、区民の手によって維持されてきました。今後も、身近なまちづくりの主体は区民であることを原則とし、次のことが期待されます。

- 個々の住宅や商店などの敷地内については、それぞれがまちの住環境や景観の向上に寄与するよう、建築物の建て方や緑化、美化などについて配慮する。
- 住宅地や商店街などのある程度のまとまりごとに、主体的にまちづくり憲章や建築協定、地域まちづくりルールなどを定め、住民全員でルールを遵守する。
- 住宅地や商店街内の道路、公園、区民利用施設などについては、地域住民が共同して良好な管理を行える仕組みを形成する。

② 諸団体による地域のまちづくり

より広い地域のまちづくりについて、これまで自治会町内会やPTAなど地域の団体により行われてきた活動を今後も継続・発展させることに加え、福祉や環境など様々なテーマ型のまちづくりを実践するNPOなどのグループが、それぞれのノウハウを生かして活発に活動していくことが期待されます。また、それぞれの団体やグループが相互に連携し、地域に根付いた活動が継続されていくことが望まれます。

③ 住民参加

住民はまちづくりに関心を持ち、行政の行う計画づくりに対する意見の提出やまちづくり施策への参加を通じて、まちづくりへの理解を深め、区民意見を反映していくことは重要です。更に、区民と行政が協働してまちづくりに取り組んでいくため、地域まちづくり推進条例等の区民活動を支援する制度を活用し、区民主体のまちづくり活動を進めていくことが期待されます。

住民参加には決まった形態はなく、常に発展する過程としてこれを捉えることが必要です。また、今後、住民参加を進めるためには、次のような行動が求められていると考えられます。

- 地域のまちづくりの場に積極的に参加する。
- それぞれの立場を反映した様々な意見があることを理解する。
- 異なる意見や立場があることを踏まえて、合意形成を目指す努力をする。

(2) 事業者の役割

事業者（青葉区内に事業所を持つ、持たないにかかわらず、区内で物品の製造、加工又は販売、建設、運輸、不動産販売、サービスの提供など、まちづくりと関係のある事業活動を行う者）は、地域を構成する重要な要素（一員）であるとともに、青葉区のまちづくりにおいて重要な役割を担っており、地域の環境との調和を図りながら、事業活動を通じてまちの魅力を向上させることが期待されます。また、事業者として、この指針や地域のまちづくり憲章などを十分理解し、それらに基づく施策や区民主体のまちづくり活動に協力・支援するとともに、事業者の持つ専門性を生かし、青葉区全体のまちづくりに幅広く多様に貢献することが期待されます。

(3) 行政の役割

行政には、道路・上下水道等の都市基盤の整備・維持、学校や区民利用施設等の整備・運営など、自らが事業者となってまちづくりを行う役割があります。一方、市民や事業者が行うまちづくりを計画的観点から規制・誘導、あるいは支援・調整する役割を持っています。

また、区民のまちづくりへの多様な参加の機会を提供することにより、意欲や関心を高める仕組みをつくる役割があります。そのため、様々な手段により情報提供を行うとともに、

専門家派遣や担当者による相談を行うことなどにより、区民の行うまちづくりを支援していきます。

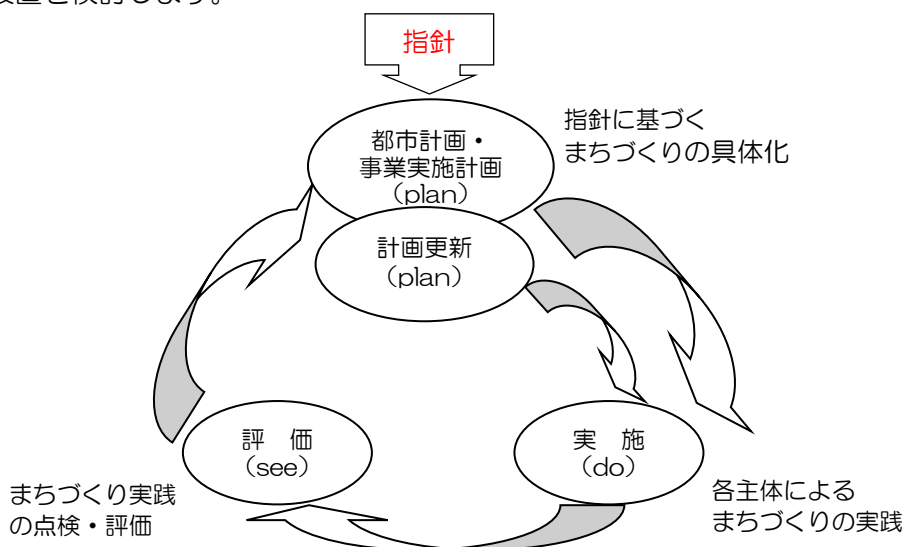
区役所は、区民とより密接な関係にあることから、地域におけるまちづくりを推進するうえで果たすべき役割は大きいものがあります。大都市にあっては、ともすると縦割りになりがちな傾向にある各種事業実施について、地域の情報を面的に捉え、調和のとれた体系的な事業展開を図るため、区内のまちづくりに関する区役所の総合調整機能を一層強化する必要があります。また、まちづくりに関する地域の状況把握や地域情報の受発信をきめ細かく行うなど、地域の情報センターとしての機能を充実することが必要です。

2 指針の具体化と充実

(1) 指針に基づくまちづくりの具体化

横浜市都市計画マスタープランの一部である指針で位置付けたまちづくりの内容については、今後検討を加え、都市計画や各事業の実施計画などにより具体化し、各主体によるまちづくりの実践を通じ実現されることとなります。

まちの状況やまちづくりの進捗状況を随時点検・評価し、その結果を再び計画に反映し、必要に応じて更新していきます。また、評価にあたっては、区民や有識者などからなる評価機関の設置を検討します。



(2) 地区のプランの策定

指針では、区全体として将来目指すべき都市像とその実現のための方針を示しました。今後、より身近な地域において具体的にまちづくりを推進するため、必要に応じて指針に基づき、より詳細なまちづくりの方針を策定することとします。

より詳細なまちづくりの方針としては、横浜市都市計画マスタープラン地区プランや地域まちづくりプランなどがあり、地域の実状や方針の内容に応じて選択することとなります。

各プランの策定にあたっては、区民の主体的な参加を得ながら進めます。

(3) 指針の充実

指針は、改定された時点でのおおよその合意や住民の価値観、社会・経済状況などを反映しています。

指針に基づく具体的なまちづくりが実践される中で、新たに合意されたことについては、指針に反映することにより充実を図ります。

また、指針を固定化されたものと捉えることなく、社会・経済状況や基本条件が大きく変化したときなどには、指針を見直し、その充実を図ります。

前指針の達成状況

計画的に市街地が形成され、豊かな緑とともに良好な住環境が共存している青葉区のまちの魅力を支え、いつまでも多様な世代がいきいきと暮らせるまちにするために、平成 13 年度に前指針が策定されました。

まちづくりの理念

「『次世代に引き継ぐまち』づくりを目指す」

まちづくりの視点

- ① まちの活力を維持するために多様な世代が集うまちづくり
- ② 水と緑の環境を維持・発展させるまちづくり
- ③ 魅力的な街並みを維持・発展させるまちづくり

この前指針に沿って、青葉区のまちづくりは進められてきました。どの程度進んでいるのか、具体的な四つのテーマ別指針と、各テーマに共通する景観づくりの指針に分けて、概要を整理しました。



凡 例

- 実施 : 具体的取組を実施したもの
- 取組中 : 具体的取組が進行中のもの
- 未実施 : 具体的取組が未着手のもの

1 拠点及び住宅地づくり

まちづくりの方向性 バランスのとれた地域社会を維持するために、多様な世代が住むことができるよう、拠点づくり及び住宅地づくりを進めます。

(1) 地域の拠点づくり


① たまプラーザ駅及びあざみ野駅周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・地区計画の導入等により、商業・業務機能を支える都市基盤施設の整備を進める ・既存商業の機能強化を図りながら、広域的な集客力を持つ商業機能の立地を促進する 	<p>実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・たまプラーザ駅周辺地区地区計画（H14.11 月） ・たまプラーザテラス（H22.10 全面開業）等が整備され、商業集積が進みました。 	 <p>たまプラーザテラス</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・北部市民ギャラリー（仮称）や北部方面フォーラム（仮称）の新たな整備 	<p>実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アートフォーラムあざみ野（男女共同参画センター横浜北・横浜市民ギャラリーあざみ野の複合施設）（H17.10）が整備されました。 	 <p>アートフォーラムあざみ野 ホームページより</p>

<p>② 青葉台駅周辺</p>	<p>・環状4号線の渋滞や違法駐車等の交通問題の改善</p>	<p>実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荷さばきスペースの設置 (H19.2) ・青葉台交差点右折レーン設置 (H18.12) ・青葉台入口交差点コンパクト化・片側スクランブル化 (H19.3) <p>などの道路改善を行ってきました。</p> <div data-bbox="528 331 1390 965"> </div>
<p>③ 市が尾駅周辺</p>	<p>・鶴見川(谷本川)沿いの公共的空間と調和した「区顔」ともなる地域拠点づくりを進める</p> <p>・区民が集まり交流する機能を持った施設の連携を高め、文化・スポーツ機能の集積を促進する</p>	<p>取組中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・谷本公園周辺プロムナード基本計画 (H21.3) ・谷本公園[南側]の整備済 (H21.4) <p>など、一定の拠点整備がなされましたが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・谷本公園[北側]の整備や、行政サービスの集積を 生かした 業務機能の立地などに課題を残しています。 <div data-bbox="528 1189 1390 1783"> </div>

(2) 住宅地づくり

<ul style="list-style-type: none"> ・自然的土地利用をはじめ、住居系、商業・業務系の土地利用それぞれのまとまりとして適切に配置する ・新たな住宅需要や既存市街地の再整備の必要などに対しては、地域の状況に合わせた土地利用を検討し、周辺の環境にも配慮した計画的な土地利用を誘導する 	<p>実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部の市街化調整区域が、現状の土地利用の状況に合わせ市街化区域に編入されました。 ・たまプラーザ駅南側のエリアでは再整備に伴い、住宅系から商業系の用途地域に変更され、また地区計画を策定しました。
---	--

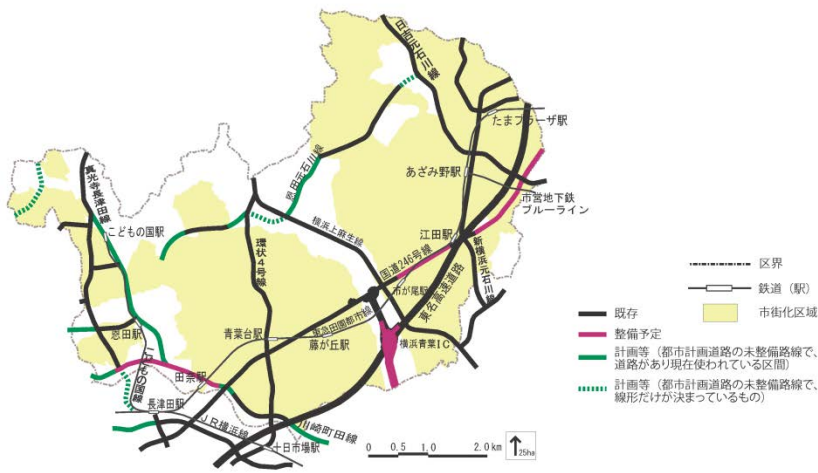
(3) きめ細かな市街地づくり

<ul style="list-style-type: none"> ・建築協定や地区計画、緑地協定などの制度を積極的に導入する ・住民の参加による地域独自のルールづくりを促進する ・住民が身近なところで住宅地づくりに関して情報を得たり、また相談することができる体制を整える ・情報提供や相談体制を充実し、地域のまちづくりのルール化にきめ細かく対応する ・必要に応じて専門家や行政の担当者の派遣を行う 	<p>取組中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちのルールづくり相談センターを設置（H19.5）し、建築に関する相談や、まちづくりのルール策定支援を行っています。 ・区内のまちづくりに関するルールを策定した地区が増加しました。（H19年以降はセンターで支援） <p>建築協定：45地区（H12）→52地区 地区計画：1地区（H12）→7地区 地域まちづくりルール：0地区→1地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域まちづくり推進条例の制定（H17.2）による支援 まちづくりコーディネータの派遣：全市で2,302回（H17～24）
<p>荏田北二丁目地区 （地区計画+地域まちづくりルール）</p>	

2 交通ネットワークづくり

まちづくりの方向性道路・鉄道の整備により、快適で安全な交通網の充実を図ります。また、公共交通網の強化等により、利用者に優しい交通施設の整備を進めます。

(1) 道路網

<p>① 骨格道路</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・東西方向の国道246号線と、南北方向の日吉元石川線、横浜上麻生線、環状4号線、真光寺長津田線、川崎町田線、新横浜元石川線により、格子状の骨格道路網を形成する 	<p>取組中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・恩田元石川線の一部が都市計画決定されたほか、川崎町田線のかかね台入口交差点や田奈小学校入口交差点の付近の整備など、指針に基づく整備が進んでいます。平成26年度末時点の都市計画道路の整備率は76.1%です。
		
<p>都市計画道路の整備状況（H26）</p>		


<p>②その他 の地区幹 線道路</p>	<p>・既存道路の拡幅や改良、道路新設などにより整備し、渋滞の解消や安全性の向上を図る</p>	<p>取組中</p> <p>・駅まで15分道路改良事業：もえぎ野、成合、柿の木台等の交差点改良6ヶ所、バスベイ設置（2か所）などの対策進めています。</p>
<p>③駅前広 場、駐車 場、駐輪場</p>	<p>・地域拠点などの鉄道駅では、駅前広場の整備を進める</p> <p>・地域拠点などの駅周辺については、駐車場、駐輪場の整備を促進する</p>	<p>取組中</p> <p>地域拠点駅であるたまプラーザ駅、あざみ野駅では広場が整備されたほか、駐輪場の整備により違法駐輪が削減されました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・たまプラーザ駅南口駅前広場整備（H19） ・たまプラーザ駅北口駅前広場整備（H22） ・あざみ野駅西口駅前広場再整備（H18） ・市営駐輪場整備：青葉台（H15、20、21増設）、市が尾（H18）、あざみ野（H17、18増設、H25拡張）、民営駐輪場整備：田奈（H17新設）
<p>④高速道 路</p>	<p>・東名高速道路と横浜環状道路とを結び緑支線を整備する</p>	<p>取組中</p> <p>・横浜環状北西線が事業着手（H24）されました。</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>横浜環状道路（道路局ホームページより）</p>

(2) 公共交通網

<p>①鉄道網</p>	<p>・高速鉄道3号線をあざみ野駅からすすき野付近、新百合ヶ丘へ延伸</p>	<p>未実施</p> <p>・事業化に向けた調査に着手しました（H26）が、具体的な事業化には至っていません。</p> <p>・交通政策審議会答申「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」において、「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」に位置づけられました。（H28）</p>
<p>②バス網</p>	<p>・区の北西部などの最寄り駅まで15分以内に到達できない地域の交通利便性を向上するため、バス交通の改善を図る</p>	<p>取組中</p> <p>・区北西部はこどもの国線の通勤化等により、最寄り駅まで15分以内に到達可能なエリアは増加しましたが、まだ達成されていないエリアも残されています。</p> <p>また、達成されたエリアについても、バスのダイヤが少ない、時間がかかる等、必ずしも利便性の良い状況ではないため、</p> <p>・地域交通サポート事業による支援（奈良北H19～・玉川学園台H20～）</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・奈良小前バスベイ設置（H24）等により改善を進めています。
--	--	--

(3) 歩行者・自転車空間のネットワーク化

<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが安心して歩ける安全で快適な歩行者空間を整備 	<p>取組中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・U字溝の暗渠化：現在まで約 15km を整備 ・根上り対策工事：もえぎ野地区、美しが丘地区等対策を講じてきており、引き続き対策を実施していきます。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・生活道路について、歩行者の安全を図り、緑豊かでくつろぎある生活道路空間を創造する 	<p>取組中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あんしんカラーベルト事業：スクールゾーン協議会において、全校で1路線以上実施 ・あんしん歩行エリア：青葉台駅、あざみ野駅周辺（H15～H19）、市が尾駅周辺（H20～H24）等、歩行者の安全の確保に向けた対策を進めています。 	 <p>もえぎ野小学校通学路のあんしんカラーベルト (青葉区ホームページより)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・自転車空間の形成を検討 	<p>取組中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車通行可の歩道に路面表示（桜台公園～榎が丘交差点等）を行いました。今後も引き続き検討していきます。 	



(4) 道路・交通機関のバリアフリー化

<ul style="list-style-type: none"> ・移動環境における連続的なバリアフリー化を図る 	<p>取組中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が尾駅周辺のエリアにおいてバリアフリー基本構想の策定に着手しました（H26）。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関のバリアフリー化を促進する 	<p>取組中</p> <ul style="list-style-type: none"> 鉄道駅等の施設ごとでのバリアフリー化が進んでいます。 ・区内鉄道駅のバリアフリー化：エレベーターは全駅対応済。トイレは恩田・こどもの国駅以外の全駅対応済。 ・ノンステップバス：H9～導入（H25 年度末全市でのノンステップバス導入率 61.3%） 	

3 水と緑の環境づくり

まちづくりの方向性 まとまりある樹林地や農地の保全、鶴見川水系の自然的環境を魅力的な空間にし、うるおいあるまちづくりを進めます。

(1) 緑の拠点

① 樹林地の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な緑地保全施策を活用し、保全を進める 	<p>取組中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別緑地保全地区への指定（H18 寺家・H26 恩田東部、恩田町、恩田町九郎治谷、恩田町番匠谷、鉄町富士塚台・H27 鉄町稲荷谷戸、元石川町平崎） ・市民の森への指定（新規:(仮称)恩田市民の森、継続:寺家ふるさとの森）等、制度を活用し、まとまりある樹林地の保全が進んでいます。 <p>(仮称) 恩田市民の森 樹林地</p>	
② 農地の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興地域内の農用地区域を保全し、農業専用地区などの指定を進める 	<p>取組中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業振興地域では、農業専用地区の指定などによる農地の維持・保全が進んでいます。なお、鶴見川（谷本川）沿岸の一部は、高速横浜環状北西線が通過します。 	 <p>田奈の水田</p>

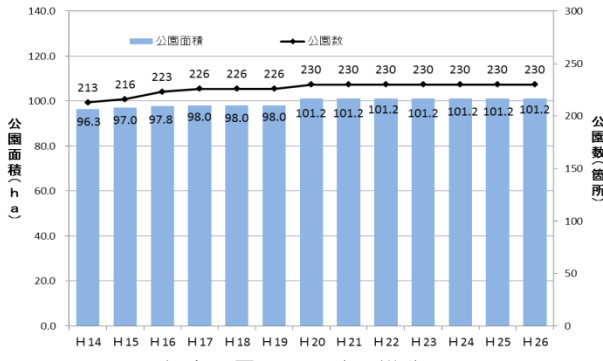
(2) 水と緑の軸

<p>①快適な水辺環境の創出</p>	<p>・川に親しみやすい環境を作り出す</p>	<p>取組中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小川アメニティ（寺家ふるさと村、奈良町、熊ヶ谷）の整備 ・せせらぎ緑道（谷本川） ・黒須田川プロムナード ・鶴見川流域共通サイン計画（区内 14 基） <p>等、川の流れを身近に感じられる環境整備を進めています。</p>  <p>熊ヶ谷小川アメニティ（道路局ホームページより）</p>
<p>②河川周辺の農地の保全</p>	<p>地域の特産物の生産拠点となる「恵みの里」の整備を推進する</p>	<p>実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内初の「恵みの里」が整備（H11 田奈）され、地産地消や農体験の拠点となっています。

(3) その他の市街化調整区域内の樹林地、農地

<ul style="list-style-type: none"> ・樹林地については、様々な保全施策を活用し、地域の意向を踏まえつつ保全を進める ・農地については農業振興地域内の農用地区域を保全し、農業専用地区などの指定を進める 	<p>取組中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街化調整区域内の樹林地や農地は、土地利用制限により一定程度の保全がなされていますが、開発許可による土地利用転換により減少傾向にあります。
--	--

(4) 市街地内の自然的環境

<p>③特色ある公園づくり</p>	<p>・地域の意向を把握しながら公園を整備する</p>	<p>取組中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市公園の数は 213 か所（H14）→230 か所（H26）と増加しています。 ・小学校区ごとで見ると充足していないエリアもあり偏りはあるものの、区全体では街区公園 232%（小学校区に2か所目標）、近隣公園 127%（小学校区に1か所目標）の整備率であり、十分充足しています。 ・各所の公園では区内 193 団体（H26.4 現在）の公園愛護会の方々との連携により、公園の管理や整備がされています。 ・スポーツのできる公園として、谷本公園の北側エリアの整備については一部着手しました（H26～）。  <p>都市公園数、面積の推移</p>
-------------------	-----------------------------	--

④ 公共的空間、公共施設、 雨水調整池等 の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・街路樹の整備、維持管理 ・雨水調整池等の有効活用 	取組中 <ul style="list-style-type: none"> ・いきいき街路樹事業（H21～／実績H21=6 路線、H22=7 路線、H23=8 路線、H24=11 路線） ・街路樹リニューアル工事（H26 美しが丘地区） ・街路樹診断（H24～） ・雨水調整池のピオトープ化（松風台雨水調整池等 20 か所・H26）等、街路樹の維持管理や雨水調整池等の有効活用がされています。
---------------------------------	---	---

(5) 緑のネットワーク

恩田元石川線を「緑のネットワーク」として位置付け、整備する	未実施 <ul style="list-style-type: none"> ・恩田元石川線の整備が未完成であり、街路樹整備による緑のネットワークの形成に至っていません。
-------------------------------	---

(6) 水資源の再生

緑地の保全、農地の保全・改修、湧水の保全、雨水浸透施設の設置促進、歩道の透水性舗装などの実施により、水の循環を保ち、自然の水循環の回復を進め、水害、地盤沈下の発生を抑制する	取組中 <ul style="list-style-type: none"> ・道路局・環境創造局等による公共事業や民間事業者に対する雨水浸透施設の設置促進事業により、市内で合計約 20,500 基（道路局約 3,500 基、環境創造局等約 17,000 基など）設置される等、水の循環を保ち、水害の抑制が進んでいます。（H26）
--	--

(7) 市民活動のネットワークづくり

<ul style="list-style-type: none"> ・市民一人ひとりが緑を守り育てる活動に参加し、将来にわたって緑の担い手となるような環境づくりを進める ・緑に関する情報を提供するとともに、様々な活動団体の交流を支援し、市民活動のネットワークづくりを進める 	取組中 <ul style="list-style-type: none"> ・農家と区民の出会いの場・相互交流の場を作ることを目指す「青葉みらい農くらぶ」の活動を支援（H21～25）し、農に関する講座・シンポジウムなどのイベントを通じたネットワークづくりが進められました。
---	---

4 暮らしを支えるまちづくり

まちづくりの方向性 子どもから高齢者までだれもが住み慣れた地域や家庭で安心して豊かに暮らし続けるためのまちづくりを進めます。

(1) 安全、安心なまちづくり


① 災害に強いまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・沿道建築物の不燃化 ・道路橋や鉄道等の耐震性の向上 ・ライフラインの耐震化 ・建築物の耐震化 ・総合治水対策 ・崖の崩落防止 	実施 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送路等にある橋や高速道路・鉄道を跨ぐ橋で指定されている重要橋りょうについては、耐震化がほぼ完了しています。 ・新耐震基準となった昭和 56 年以前に建てられた築 31 年以上の区内の建築物の割合は 27.5%と横浜市で最も低くなっています。（市全体では 43%） <table border="1"> <caption>建築物構造別築年数 (平成 20 年横浜市都市計画基礎調査を基に平成 25 年 9 月時点での築年数を算出)</caption> <thead> <tr> <th>構造</th> <th>10年未満</th> <th>10～25年未満</th> <th>25～31年未満</th> <th>31～50年未満</th> <th>50～100年未満</th> <th>100年以上</th> <th>築31年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木造</td> <td>14.9%</td> <td>42.8%</td> <td>14.4%</td> <td>27.1%</td> <td>0.7%</td> <td>0.1%</td> <td>27.9%</td> </tr> <tr> <td>非木造</td> <td>9.9%</td> <td>45.0%</td> <td>19.1%</td> <td>25.7%</td> <td>0.2%</td> <td>0.1%</td> <td>26.0%</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td>13.7%</td> <td>43.3%</td> <td>15.5%</td> <td>26.8%</td> <td>0.6%</td> <td>0.1%</td> <td>27.5%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・河川の治水整備（おおむね 5 年に 1 回起こる 1 時間当たり 50mm 降雨量への対応要）は、奈良川の一部を残し、完了しています。 ・鶴見川流域を特定都市河川浸水被害対策法（H16）による特定都市河川流域に指定。（浸透阻害流域対策：行為の許可必要） ・横浜市がけ地防災対策工事助成金 	構造	10年未満	10～25年未満	25～31年未満	31～50年未満	50～100年未満	100年以上	築31年以上	木造	14.9%	42.8%	14.4%	27.1%	0.7%	0.1%	27.9%	非木造	9.9%	45.0%	19.1%	25.7%	0.2%	0.1%	26.0%	全体	13.7%	43.3%	15.5%	26.8%	0.6%	0.1%	27.5%
構造	10年未満	10～25年未満	25～31年未満	31～50年未満	50～100年未満	100年以上	築31年以上																											
木造	14.9%	42.8%	14.4%	27.1%	0.7%	0.1%	27.9%																											
非木造	9.9%	45.0%	19.1%	25.7%	0.2%	0.1%	26.0%																											
全体	13.7%	43.3%	15.5%	26.8%	0.6%	0.1%	27.5%																											

③ 地域の防犯まちづくり	・街路灯や防犯灯の設置	実施 ・区内の防犯等のうち約 15,600 灯について市が LED 防犯灯へ更新し、維持管理しています。また、約 2,370 灯については自治会町内会が所有し、維持管理費補助金の交付により維持管理しています。
--------------	-------------	--

(2) 身近な施設づくり

①活動の拠点となる施設	・市民活動支援センター、国際交流ラウンジ、福祉保健活動拠点などの機能強化と各施設の連携を図る。北部方面フォーラム（仮称）をあざみ野に整備する ・コミュニティハウスを中学校区程度に1か所整備する ・学校施設の開放を進め、活用を図る ・はまっ子ふれあいスクールは市立小学校全校で実施する ・学校予定地は有効活用する ・自治会町内会館の整備を促進する	取組中 ・市民ギャラリーあざみ野が整備されました。 ・コミュニティハウスは2ヶ所（みだけ台・荏田西）、地域ケアプラザは4ヶ所（鴨志田・ピオラ市が尾・恩田・たまブラーザ）が整備されました。 ・はまっ子ふれあいスクール・放課後キッズクラブ 何れかを全校で開設しています。（はまっ子ふれあいスクール：30校 放課後キッズクラブ：1校） また、学校予定地13ヶ所中12ヶ所を暫定利用し、開放しています。 ・自治会町内会の半分弱が、自治会館又は町内会館を所有しています。
-------------	---	--

(3) 環境と共生するまちづくり

① 地域における環境保全対策の推進	・利用しやすい公共交通機関の整備による自家用車利用の抑制	取組中 ・あおばエコムーブ事業による青葉区総合庁舎バス停の移設(H19)等、公共施設をより使いやすくする工夫がされました。自家用車の利用分担率は減少しています。 
③ 地域における地球温暖化対策の推進	公共施設における発電、余熱の供給などの、エネルギーの有効利用に努める	取組中 ・太陽光発電システム（区役所）(H17) ・ハイブリッド型ソーラー・省エネ照明灯（区役所敷地内、嶮山小学校）(H17) ・ソーラー・省エネ照明灯（鴨志田団地 20 基、青葉台駅駐輪場 7 基）(H17) ・道路照明灯のLED化（H26 実績 151 基）が進められました。

(4) 地域情報化の推進

① 地域情報化を活用したまちづくり	・広報・広聴、教育、防災など多様な分野における情報技術の活用を促進する ・基礎的データやまちづくりに関する情報の整理、迅速な提供、掲示板などを活用した議論の場の提供などを進める	取組中 ・情報のオープンデータ化 ・区民のための情報ひろば 青葉区民ウェブサイト「あおばみん」の開設（区民との協働）(H17～) ・あおばばそこん横丁（区民との協働）の実施
② 地域情報化のための基盤整備	・身近な施設を地域情報の拠点として整備する ・情報基盤の整備促進を図る	取組中 ・区役所や地区センターなどでの情報発信 ・区役所、地区センターでの Wi-Fi 環境整備（企業との協働）(H26～)

用語集

【ア行】

インターロッキングブロック舗装

独特の幾何形状に製造された舗装用コンクリートブロックを、路盤又はアスファルト舗装基盤上に敷設し、ブロックの種類、形状、寸法、敷設パターン、色調及び表面テクスチャーを選ぶことにより、耐久性、安全性、快適性及び景観性に優れた舗装。近年においては、保水性、透水性、緑化性など環境にも配慮したブロック舗装も行われている。(一般社団法人 日本道路建設業協会ホームページ)

インフラ

インフラストラクチャー (infrastructure) の略。社会、経済、産業などの都市活動を維持し、発展を支える基盤のことであり、都市構造の基幹的部分を指す。都市計画においては道路、公園・緑地、上下水道、河川などが該当する。

雨水浸透施設

都市化の進展による雨水流出量の増加、良好な水辺の喪失、局地的大雨の頻発といった水循環系の変化に対し、横浜市では水循環系再生に向け、積極的な雨水浸透機能強化を図ることとしている。雨水浸透施設として代表的なものに、浸透ます、浸透管（浸透トレンチ）のほか、浸透側溝、透水性舗装(浸透性平板も含む。)等がある。(「雨水浸透施設設置基準(2011(平成23)年4月)他」(横浜市環境創造局下水道事業調整課))

雨水貯留タンク

雨水利用に供することを目的として、雨どい

から雨水を貯留するための地上に設置するタンクをいう。(「横浜市雨水貯留タンク設置助成金交付要綱」(横浜市環境創造局管路保全課))

オープンスペース

建築物のない一定の地域的広がり。植生や水面などの状態から、環境の質的向上や住民のレクリエーションの需要に応えるもの。(三省堂 weblio「造園カタカナ用語辞典」(社団法人日本造園組合連合会))

温室効果ガス

地表面から放射される熱を吸収することで地球の平均気温を保つ効果がある気体のこと。産業革命以後、人の活動により温室効果ガス濃度が増大しており、地球温暖化や付随する気候変動・異常気象が引き起こされ、問題となっている。地球温暖化対策の推進に関する法律では、「二酸化炭素(CO₂)」、「メタン(CH₄)」、「一酸化二窒素(N₂O)」、「ハイドロフルオロカーボン(HFC)」、「パーフルオロカーボン(PFC)」、「六フッ化硫黄(SF₆)」、「三ふっ化窒素(NF₃)」の7物質が指定されている。(「横浜市環境管理計画(2015(平成27)年1月)」(横浜市環境創造局政策課))

【カ行】

環境負荷

人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となる恐れのあるも

のをいう。」としている。（「横浜市環境管理計画（2015（平成27）年1月）」（横浜市環境創造局））

狭あい道路

幅員4メートル未満の道で、一般交通の用に供されている道路のこと。

幹線道路

高速道路を除く都市計画道路及び4車線以上の国道及び県道のこと。都市内におけるまとまった交通を受け持つともに、都市の骨格を形成する。

協定緑地

緑の環境をつくり育てる条例第8条に基づく緑地の保存等に関する協定に定める緑地で、自然緑地（土地の造成がなく、樹木と樹木がふれあい、樹冠が閉鎖された空地のない山林）及び造成緑地（造成をする土地で勾配が30度以下の緑地）から成る。（「緑地の保存等に関する協定に係る緑地の基準」（横浜市環境創造局みどりアップ推進課））

緊急輸送路

地震等の大規模災害発生直後から救助活動人員や物資等の緊急輸送を円滑かつ確実に行うため、道路管理者等が事前に指定する路線のこと。

クラインガルテン

簡易宿泊施設のある滞在型市民農園。一区画ごとに休憩や簡易宿泊が可能な小屋が設けられる。ドイツで19世紀前半に実施された失業救済事業の貸し農園が原型とされ、以後、都市住民の健康維持やレクリエーション、都市の緑化などを

目的に普及・発展した。日本では1990年代初めから全国各地に誕生。（三省堂weblio「大辞林」）

景観計画

景観法に基づき、地域の景観形成に応じて、区域や良好な景観形成のための方針、建築物の建築等に対する基準（景観形成基準）等を定めることができる制度のこと。

景観協定

良好な景観の形成を図るため、土地所有者等が全員の合意によって地区の景観に関するルールを定める制度のこと。建築物の敷地、位置、構造、用途、意匠等に加え、緑地の保存や、景観に関する取組等も定めることができる。

建築協定

各地域で望ましい建物の建て方等について、土地の所有者等が「約束（協定）」を互いに取り決め、地域で「協定運営委員会」を組織して守りあっていくもの。横浜市長の認可を受けることにより、建築協定区域内で土地の所有者等が変わっても協定の効力が引き継がれる。（「いちからつくる建築協定（2014（平成26）年5月）」（横浜市都市整備局）参考）

源流の森保存地区

「緑の環境をつくり育てる条例」及び「横浜市源流の森保存事業実施要綱」に基づき、市街化調整区域における1,000平方メートル以上のまとまりのある樹林地について、土地所有者と原則10年間以上の源流の森保存契約を結び、市街化調整区域の良好な樹林地の保存を図る制度のこと。

公園愛護会

横浜市が設置している公園について、地域住民を中心にボランティアで公園の清掃・除草等の日常的な管理を行っている団体。公園の清掃・除草以外にも、花木への水やり、公園利用者へのマナーの呼びかけや、公園の特徴を活かして花壇を作ったり、樹林地の保全に取り組んでいる公園愛護会もある。市では、愛護会費のほか、物品の提供や活動に必要なノウハウの提供を行うなどの支援を実施している。

公開空地

横浜市市街地環境設計制度によって設けられる敷地内の歩道や広場のこと。一般の人が通常自由に通行又は利用（占用的利用は除く。）できるものとし、原則として終日一般に開放できるものとする。（「横浜市市街地環境設計制度（2015（平成27）年4月）」（横浜市建築局））

高速鉄道3号線

市営地下鉄ブルーラインの関内～あざみ野間のこと。運輸政策審議会答申第18号（2000（平成12）年1月27日答申）において、あざみ野～新百合ヶ丘間の延伸が位置付けられている。

高速横浜環状北西線

青葉区の東名高速道路「横浜青葉インターチェンジ・ジャンクション」から、都筑区の第三京浜道路「港北ジャンクション」を結ぶ、延長約7.1キロメートルの自動車専用道路のこと。

高度地区

都市計画法第9条第17項の規定により、用途地域内において市街地の環境を維持し、

又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区のこと。

子ども110番の家

子どもや女性、高齢者等、地域住民が「誘拐や声かけ、ひったくり、ストーカー」など、何らかの犯罪被害に遭い、または、遭いそうになって助けを求めてきた場合などに、その様な人たちを、保護するとともに、警察、学校、家族等へ連絡する措置を行うボランティア活動のこと。（「子ども110番の家活動マニュアル（2011（平成23）年1月）」（神奈川県警察本部生活安全総務課））

コミュニティ

community。生活地域、特定の目標、特定の趣味など何らかの共通の属性及び仲間意識を持ち、相互にコミュニケーションを行っているような集団のこと。（「地域コミュニティの現状と問題（2007（平成19）年2月7日）」総務省コミュニティ研究会第一回参考資料）

コミュニティガーデン

住民が地域の中に共同で花壇などを造成・管理すること。（三省堂 weblio「大辞林」）

コミュニティ道路

歩道を設置し、また車道をジグザクにしたり狭くしたりして車のスピードを抑え、歩行者の安全を実現する道路のこと。

コミュニティビジネス

地域資源を生かしながら地域課題の解決を「ビジネス」の手法で取り組むもの。地

域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化に寄与するものと期待されている。

【サ行】

再生可能エネルギー

永続的に利用することができる非化石エネルギー源から得られるエネルギーのこと。石油などの化石燃料とは異なり、エネルギー源が絶えず再生・供給されるので、地球環境への負荷が少ない。具体的には、太陽光、太陽熱、水力、風力、地熱、大気熱、バイオマスなどが挙げられる。（「横浜市環境管理計画（2015(平成 27)年 1 月）」（横浜市環境創造局））

市街化区域

都市計画法第 7 条に規定される区域。

すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化をはかるべき区域のこと。

市街化調整区域

都市計画法第 7 条に規定される区域。

寺家ふるさと村

良好な田園景観を有する農業振興地域・農用地区域の景観保全と地域の活性化を目的に指定された「横浜ふるさと村」のひとつ。生産基盤整備や研修施設などの設置、樹木の保全・活用など、市民が自然と農業に親しむ場として整備している。青葉区の北西部（寺家町）に位置し、総合案内を行う「四季の家」、寺家ふるさと村体験農業振興組合員による、なし園・体験温室やゴルフのショートコース・テニスコート等の施設がある。

設がある。

市民の森

緑の環境をつくり育てる条例及び横浜市市民の森設置事業実施要綱に基づき、おおむね 2 ヘクタール以上のまとまりのある樹林地などを対象に、土地所有者と原則 10 年間以上の市民の森契約を結び、広場、散歩道、ベンチなど簡易な施設整備を行い、市民に憩いの場を提供するもの。散策路や広場の清掃・パトロールなど通常の管理は、地域の「市民の森愛護会」が行い、所有者には奨励金を交付している。

集約型都市構造

人口減少・超高齢社会の到来、地球環境問題の高まり、厳しい財政的制約などの都市を取り巻く社会経済情勢の変化に応じ、都市の無秩序な拡散を抑制し、都市機能の集積を促進する集約拠点とその他の地域を公共交通ネットワークで有機的に連携させる都市の構造。これにより、にぎわいがあり、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを推進し、環境負荷低減型の都市活動、効率的かつ効果的な都市整備を実現することを目標とする。（「2007（平成 19）年度版国土交通白書」（国土交通省））

循環型社会

雨水の地中かん養や中水利用などの水の循環への配慮、生ごみの堆肥化、古紙や缶のリサイクルなど資源の循環などの仕組みや設備を備えたり、大気循環を促す風の通り道や緑地の配置に配慮した都市構造を有する社会を指す。（「横浜市環境管理計画（2015（平成 27）年 1 月）」（横浜市環境創造局））

情報リテラシー

情報を十分に使いこなせる能力。大量の情報の中から必要なものを収集し、分析・活用するための知識や技能のこと。（「大辞泉第二版（2012（平成24）年11月）」（小学館））

すず風舗装

路面温度の上昇を抑制することでヒートアイランド現象を緩和する効果のある舗装のことで、横浜市独自の呼び名。保水性舗装と遮熱性舗装の2種類を行っている。

スプロール

Sprawl。都市が急速に発展し、周辺へ無秩序に市街地が広がる現象のこと。道路、上下水道、電気その他の都市施設が整備されず、市街地化が進むため都市問題を激化させることになる。

3R

ごみを減らすための環境行動を表す言葉であり、Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の頭文字を取ったもの。（「横浜市一般廃棄物処理基本計画～ヨコハマ 3R夢（スリム）プラン～」（2011（平成23）年1月）（横浜市資源循環局））

生産年齢人口

15歳から64歳までの人口のこと。

この区分は「年齢3区分別人口」に基づくもので、前述の「生産年齢人口」のほか、0歳から14歳までを「年少人口」、65歳以上を「老年人口（高齢者人口）」という。

生物多様性

生物の間にみられる変異を総合的に指す言葉。様々な生物の相互作用から構成される様々な生態系の存在「生態系の多様性」、様々な生物種が存在する「種の多様性」、種は同じでも持っている遺伝子が異なる「遺伝的多様性」からなる3つのレベルの多様性により捉えられる。（「横浜市環境管理計画（2015（平成27）年1月）」（横浜市環境創造局））

セットバック

敷地前面の道路が建築基準法第42条第2項の規定によって、建築基準法上の道路とみなされる、幅4m未満の狭い道（二項道路）の場合、道路の中心線から2mの線まで道路の境界線を後退させること。その部分は道路とみなされる。壁面後退。（小学館 デジタル大辞泉）

ソーシャルビジネス

Social business。社会的課題を解決するために、ビジネスの手法を用いて取り組むもの。以下の①～③の要件を満たす主体を、ソーシャルビジネスとして捉える。

①【社会性】現在解決が求められる社会的課題に取り組むことを事業活動のミッションとすること、②【事業性】①のミッションをビジネスの形に表し、継続的に事業活動を進めていくこと、③【革新性】新しい社会的商品・サービスや、それを提供するための仕組みを開発したり、活用したりすること。また、その活動が社会に広がることを通して、新しい社会的価値を創出すること。（「ソーシャルビジネス研究会報告書（2008年（平成20）年4月）」（経済産業省））

【夕行】

多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境、及び多様な河川風景を保全あるいは創出するために、河川の管理を行うこと。（「横浜市水と緑の基本計画（2007（平成 19）年 1 月）」（横浜市環境創造局）

地域交通サポート事業

坂道が多い横浜では、既存バス路線がない地域などで、住民の方々が集まり、生活に密着した交通手段の導入に向けて取組を行っているケースが多く見られる。このような地域の主体的な取組がスムーズに進むよう様々な支援を行うことにより、公共交通の実現を目指す事業のこと。

地域道路

高速道路及び幹線道路以外の全ての道路のこと。

地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される体制のこと。（「第 6 期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（2015（平成 27）年 3 月）」（横浜市健康福祉局）

地域防災拠点

被災した住民の避難生活の場所とするほか、在宅被災者支援のための情報受伝達の拠点、住民による救助・救護活動拠点、救助資機材・生活資機材・食料・飲料水等の備蓄機能を備えている拠点のこと。身近な小中学校等を震災時の指定避難所として、

地域防災拠点に指定している。

地域まちづくりプラン

横浜市地域まちづくり推進条例に基づき、地域の目標・方針やものづくり・自主活動など課題解決に向けた取組みを、地域まちづくり組織（地域が主体となって地域まちづくりを推進するための組織。）が地域住民等の理解や支持を得ながらとりまとめた計画のこと。地域まちづくりプランに基づき、地域まちづくり組織は、市と連携してプランの実現へ向けた取組に努める。

地域まちづくりルール

建物や土地利用などについて、地域まちづくり組織（地域が主体となって地域まちづくりを推進するための組織。）が地域住民等の理解や支持を得ながら、自主的に定めたルールのこと。認定を受けた地域まちづくりルールの対象地域において、地域まちづくりルールに係る建築等を行う場合には、地域まちづくり組織との協議や市長への届出が必要となり、地域まちづくり組織と市によりルールの運用、遵守を図る。

地区計画

都市計画法に基づいて定める特定の地区・街区レベルの都市計画のこと。まちづくりの方針や目標、道路・広場などの公共的施設（地区施設）、建築物等の用途、規模、形態などの制限をきめ細かく定める。横浜市では、地区計画における建築物等の制限内容等について、建築基準法、都市緑地法及び景観法に基づき、地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例に定めている。

超高齢社会

WHO(世界保健機関)と国連の定義に基づき、65歳以上の人口(老年人口又は高齢者人口)が総人口(年齢不詳を除く)に占める割合が21%超の社会のこと。

なお、65歳以上人口の割合が7%超で「高齢化社会」、同割合が14%超で「高齢社会」という。

透水性舗装

雨水を地中に浸透させることを目的とした舗装のこと。主として歩道の舗装に用い、歩道上の水たまり発生の軽減や地下水のかん養等の効果がある。

道路交通センサス

正式名称は全国道路・街路交通情勢調査。道路が現在どのように使われているか、道路整備の状況はどのようになっているか等について全国規模で調査することにより、将来における道路交通計画を策定するための基礎資料を得ることを目的として、おおむね5年ごとに全国一斉に実施している調査。調査内容は、2種類あり、自動車はどこからどこへ移動しているのかを調べる「OD調査」と、道路の交通状況や施設状況を把握する「一般交通量調査」を行っている。

特別緑地保全地区

「都市緑地法」に基づき、風致景観に優れ住民の健全な生活環境を確保するため必要であるなどの指定要件を満たす、おおむね1,000㎡以上の一団の良好な自然的環境を形成する緑地を指定し、都市計画により永続的に保全する制度。

土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊、土石流などが発生した場合に市民の生命及び身体を保護するため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づいて神奈川県が調査を行い、指定・告示する区域のこと。

土地区画整理事業

道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。公共施設が不十分な区域では、地権者からその権利に応じて少しずつ土地を提供してもらい(減歩)、この土地を道路・公園などの公共用地が増える分に充てるほか、その一部を売却し事業資金の一部に充てる。

【ナ行】

二次林

自然林(一次林)が伐採、山火事などによって失われた後、自然に又は人為的に再生した林のこと。

荷さばきスペース

やむを得ず路上で荷捌きを行う貨物車の秩序化を図り、走行車線への影響を緩和するため、歩道側に設置した停車区画。(「総合駐車対策マニュアル」平成19年1月(東京都都市整備局))

青葉区では、青葉台駅周辺の環状4号線で、来街者や荷さばき車両の駐停車などにより、バスの定時運行に支障がでる等、安全でスムーズな通行ができない状態が続いていたため、この対策として、平成19年2月に駅周辺の4箇所(駅の南北2箇所×道路両側)に、歩道の一部を切り込んだ「荷さばきスペース」をモデル的に設置した。

熱帯夜

夜間の最低気温が25度以上の日のこと。
（「横浜市環境管理計画（2015（平成27）年1月）」（横浜市環境創造局））

農業振興地域

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、今後とも農業の振興を図るべき地域として、知事が指定する地域のこと。

農業専用地区

まとまりのある優良な農地の確保により、都市農業の確立と都市環境を保全することを目的として、本市独自の制度として市長が指定した地区のこと。農業振興地域内で、農業生産性の向上及び地域農業の健全な発展が見込まれる面積10ヘクタール以上の地区を指定。

【ハ行】

バスベイ

バス乗降客のため、本線車道から分離して設けたバスの停車帯のこと。本線車線から分離しているため、後続車の追越しが容易になる。

ハマロード・サポーター

市民や地元企業などからなる自主的に構成されたボランティア団体と行政が協働して道路の美化や清掃活動を継続的に行う制度のこと。道路管理者である横浜市は活動団体をハマロード・サポーターとして認定し、地域の清掃を行ってもらい、清掃に必要な用具の提供、ごみ等の回収・処分などボランティア活動の支援を行う。

バリアフリー化

歩道の段差解消など、高齢者、障害者等

が生活するうえで、行動の妨げになる障壁を取り去り、高齢者、障害者等にやさしい生活空間を作りあげること。また、物理的な障壁ばかりでなく、高齢者、障害者等が社会参加をするうえで、精神的にも障壁がないことも意図する。（「横浜都市交通計画（2008（平成20）年3月）」（横浜市都市整備局））

バリアフリー新法

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律のこと。高齢者や障害者などの自立した日常生活や社会生活を確保するために、旅客施設・車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物に対して、バリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合を求めるとともに、駅を中心とした地区や、高齢者や障害者などが利用する施設が集中する地区（重点整備地区）において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置などを定めている。

ヒートアイランド現象

都市部の気温が郊外に比べ高くなる現象のこと。等温線を描くと温度の高いところが「島」のように見えることから、ヒートアイランド（熱の島）と呼ばれる。

風致地区

緑豊かな生活環境が形成されることをめざし、都市の風致を維持するため定める地区のこと。良好な自然景観、歴史的景観を保持している地域や、文化財、社寺等のある区域、良好な住環境を維持している地域などを、都市計画法に基づいて指定する。（「風致地区の手引き（2014（平成26）年4月）」（横浜市建築局））

防災ライセンスリーダー

地域防災拠点の資機材取扱等に関する講習会を受講し、取扱技術の習得を認定する「防災ライセンス証」を横浜市から交付された者のこと。

【マ行】

緑の10大拠点

横浜市水と緑の基本計画に位置付けられている市内におけるまとまった緑のこと。こどもの国周辺地区、三保・新治地区、川井・矢指・上瀬谷地区、大池・今井・名瀬地区、舞岡・野庭地区、円海山周辺地区、小柴・富岡地区、都田・鴨居東本郷・菅田羽沢周辺地区、上飯田・和泉・中田周辺地区、下和泉・東俣野・深谷周辺地区の10カ所がある。

恵みの里

市民と“農”とのふれあいを通じて、地域ぐるみで農業と農地を残して、農のあるまちづくりを進めるための、横浜市の農業振興施策のこと。

【ヤ行】

ユニバーサルデザイン

「ユニバーサル（すべての、普遍的な）」と「デザイン（計画、設計）」という二つを組み合わせた言葉で、「あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方（障害者基本計画より）」のこと。

容積率

建物の延べ面積（各階の床面積の合計）の敷地面積に対する割合のこと。容積率(%)
＝延べ面積/敷地面積×100 で表す。

用途地域

都市計画法における地域地区のひとつで、地域における住居の環境の保護又は業務の利便の増進を図るため、市街地の類型に応じた建築規制を行うもの。次の12種類がある。

1. 第一種低層住居専用地域
2. 第二種低層住居専用地域
3. 第一種中高層住居専用地域
4. 第二種中高層住居専用地域
5. 第一種住居地域
6. 第二種住居地域
7. 準住居地域
8. 近隣商業地域
9. 商業地域
10. 準工業地域
11. 工業地域
12. 工業専用地域

横浜市基本構想（長期ビジョン）

市民全体で共有する横浜市の将来像であり、その実現に向けて、横浜市を支える全ての個人や団体、企業、行政などが、課題を共有しながら取り組んでいくための基本的な指針となるもの。横浜市が人口減少時代に突入する21世紀最初の四半世紀（おおむね2025（平成37）年頃、現在から約20年間）を展望し、横浜市を目指すべき都市像や、それを実現するための施策の基本方向などを規定している。横浜市の行政計画は、すべてこの長期ビジョンの理念に基づき策定され、様々な計画の最上位に位置づけられる。

横浜国際港都建設法の理念である「横浜市が日本の代表的国際港都として十分に機能を発揮する」ことに寄与する指針。（「横浜市基本構想（長期ビジョン）（2006（平成18）年6月）」（横浜市政策局））

横浜市市街地環境設計制度

敷地内に歩道や広場（公開空地）を設けるなど、総合的な地域貢献を図ることを条件に、建築物の高さや容積率を緩和することで、良好な市街地環境の形成を誘導する制度のこと。（「横浜市市街地環境設計制度（2015（平成 27）年4月）」（横浜市建築局））

横浜市住生活基本計画

横浜市住宅政策審議会答申（2011（平成 23）年 12 月）及び住生活基本法（2006（平成 18）年制定）の趣旨を踏まえ、横浜市基本構想（長期ビジョン）を上位計画とする、住まい・住環境についての基本的な方向性を示した住宅部門の基本計画のこと。

横浜市地域まちづくり推進条例

市民と市が協働して行う地域まちづくりの理念や市民と市のそれぞれの責務を明らかにするとともに、地域まちづくりに関して、組織づくり、プランやルールづくりなどの市民参画の方法・手続や、市民主体のまちづくり活動への支援策といった基本的な事項を定めることにより、安全で快適な魅力あるまちの実現に資することを目的とした条例のこと。2005（平成 17）年 2 月 25 日公布、2005（平成 17）年 10 月 1 日施行。

横浜市福祉のまちづくり条例

横浜に関わる全ての人々が安心して、自らの意思で自由に行動でき、様々な活動に参加できる人間性豊かな福祉都市の実現のための基本的施策を定めたもの。障害理解、思いやりの醸成などのソフトの取組と、誰もが安心して利用できる施設の整備という

ハードの取組の両輪で推進することを基本としている。（「施設整備マニュアル（建築物）（2013（平成 25）年 10 月）」（横浜市健康福祉局/横浜市建築局））

横浜市水と緑の基本計画

水・緑環境の保全と創造に関わる総合的な施策を体系的に位置付けた計画。

横浜都市交通計画

市民・企業、交通事業者、行政などの多様な主体が目標を共有すると共に協調した取組を一層推進し、あらゆる側面から持続可能な交通の実現を目指し、交通政策全般にわたる政策目標などを示した計画のこと。

【ラ行】

ライフステージ

人間の一生において節目となる出来事（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等）によって区分される生活環境の段階のこと。（「横浜市住生活基本計画（2012（平成 24）年3月）」（横浜市建築局））

ライフライン

Life line。都市生活の維持に必要不可欠な、電気・ガス・水道・通信・輸送などという語。多く、地震対策との関連で取り上げられる。生命線。（「大辞泉第二版（2012（平成 24）年 11 月）」（小学館））

リデュース

reduce。発生抑制。ごみそのものの量を減らすこと。（「横浜市一般廃棄物処理基本計画～ヨコハマ 3R 夢（スリム）プラン～」（2011（平成 23）年1月）（横浜市資源循環局））

緑地協定

都市緑地法に基づき、土地所有者等が互いに自分たちの住む街を良好な環境としていくために、関係者全員の合意によって区域を設定し、緑地の保全または緑化に関する協定を締結し、横浜市に認可申請するもの。

緑地保存地区

「緑の環境をつくり育てる条例」及び「横浜市緑地保存事業実施要綱」に基づき、市街化区域における 500 平方メートル以上のまとまりのある樹林地を対象に、土地所有者と緑地保存契約を結び、市街化区域の身近な樹林地を保全する制度のこと。

緑被率

緑の現状を量的に示す指標の一つ。本市ではまとまりのある緑の総量の推移を中長期的に把握することを目的として調査しており、航空写真から 300 平方メートル以上のまとまりのある緑を目視判読し、市域面積に占める割合を算定している。

【アルファベット】

ITインフラ（情報インフラ）

情報通信基盤。光ファイバー網などのブロードバンドネットワークやインターネット環境のこと。最近では IT（Information Technology）と通信（Communication）から ICT（Information Communication Technology）といわれるようになった。国の政策も ICT インフラの整備から ICT の利活用に主眼がおかれるようになっていく。

LED

light emitting diode（発光ダイオード）。

電流を流すと光を発する半導体素子。電気信号を光信号に変える機能がある。高輝度で電球に比べて発光量あたりの消費電力も少ない。発光色は、赤やオレンジ、緑などの他、青色発光の LED も登場している。振動にも強く、寿命も長いので屋外の装飾用サインなどに利用されている。（朝日新聞社 kotobank「ASCII.jp デジタル用語辞典」）

NPO

Nonprofit Organization。営利を目的としない活動のできる市民団体を指し、民間非営利組織などと訳される。1998（平成 10）年 3 月に「特定非営利活動促進法（NPO 法）」が成立し、まちづくりの推進等 17 分野の活動に該当する活動を行い、同法の要件を満たす団体は、特定非営利活動法人として法人格を取得できるようになった。（「横浜市住生活基本計画（2012（平成 24）年 3 月）」（横浜市建築局住宅政策課））

Wi-Fi

Wireless Fidelity。無線 LAN 機能を持つ情報機器について、その相互接続性を保証するブランド。無線 LAN の業界団体、Wi-Fi アライアンスが認定する商標名。（三省堂 weblio「大辞林」）